

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成30年7月9日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人日本料理アカデミー

(2) 代表者名

村田 吉弘

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地京都商工会議所ビルディング1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本国内はもとより世界各地で生活する人々に対して、日本料理の発展を図るため、教育および文化・技術研究ならびにその普及活動を行うと共に、日本料理を支える食育および地産地消を支援し、もって我が国固有の食文化の振興に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成30年6月29日

(文化市民局地域自治推進室)